

定期無料相談

■人権相談

- 9月12日(火) 13時～17時 東予農村環境改善センター
問合せ 東予総合支所総務課 TEL0898-64-2700内線214
- 9月21日(木) 13時～17時 大町公民館
問合せ 市庁舎本館市民相談課 TEL0897-56-5151内線2462
- 毎週月・水・金曜日(18日は除く) 9時～16時
松山地方事務局西条支局
問合せ 西条人権擁護委員協議会 TEL0897-56-0188

■行政相談

- 9月5日(火)・10月3日(火) 13時～16時
市民会館(東予総合支所隣)
問合せ 東予総合支所総務課 TEL0898-64-2700内線214
- 9月12日(火) 9時～12時 丹原福祉センター
問合せ 丹原総合支所総務課 TEL0898-68-7300内線230
- 9月12日(火) 13時～16時 市庁舎本館市民相談課
問合せ 市庁舎本館市民相談課 TEL0897-56-5151内線2462
- 9月22日(金) 13時～16時 小松農村環境改善センター
問合せ 小松総合支所総務課 TEL0898-72-2111内線212

■法律相談 事前予約が必要。(予約受付は9月1日～)

- 内容 弁護士が担当(定員15人、1人15分)
- 9月13日(水)・27日(水) 13時～17時 市庁舎本館市民相談課
問合せ 市庁舎本館市民相談課 TEL0897-56-5151内線2462
- 9月20日(水) 13時～17時 市民会館(東予総合支所隣)
問合せ 東予総合支所総務課 TEL0898-64-2700内線214

■心配ごと相談

- 総合福祉センター(もてこい元気館)
月～金曜日(18日は除く) 13時～16時
- 東予総合福祉センター(ほほえみプラザ)
月・金曜日(18日は除く) 9時～12時
- 丹原福祉センター 毎週火曜日 9時～12時
- 小松地域福祉センター 毎週水曜日 13時～16時
主催 社会福祉協議会 TEL0898-64-2600

■社会保険等相談

- 9月14日(木) 10時～16時 市民会館(東予総合支所隣)
問合せ 市庁舎本館産業振興課 TEL0897-56-5151内線2543

■社会保険出張相談

- 9月14日(木) 10時～15時30分 東予市商工会議所
- 9月15日(金)・29日(金) 10時～15時30分 西条商工会議所
問合せ 新居浜社会保険事務所 TEL0897-35-1300

■子育て相談

- ◆医療カウンセラーによる専門的相談
毎週土・日曜日、祝日 10時～16時
総合福祉センター(もてこい元気館)
問合せ 地域子育て支援センター「ひだまり」 TEL0897-55-1018
- ※9月12日(火)(10:00～12:00)には「たんぼぼくらぶ」(小松東保育所内)でも専門的相談を実施します。

※平日は、次の地域子育て支援センターでも子育て不安等に対する相談を行っています。

- ひだまり 総合福祉センター内 TEL0897-55-1018
- おさなごゆめの城 飯岡保育園内 TEL0897-55-2311
- らっこ・はうす 東予南保育所内 TEL0898-64-3112
- たんぼぼくらぶ 小松東保育所内 TEL0898-72-2538

■青少年電話相談

- ◆ヤングテレホン 月～金曜日 8時30分～17時
TEL0897-52-2828(青少年育成センター)
TEL0897-56-4976(西条警察署)
TEL0898-65-4976(西条西警察署)
- ◆ヤングホットライン 月～金曜日 9時～18時
TEL089-945-4115(松山教育事務所)

■消費生活相談

- 月～金曜日(18日は除く) 9時～16時
- 西条地方局消費生活相談窓口 TEL0897-56-3700
- 愛媛県消費生活センター TEL089-925-3700

■司法書士法律無料相談

- 9月19日(火) 10時～12時 市民会館(東予総合支所隣)

■土地建物取引相談

- 9月8日(金) 13時～15時 宅建協会西条支部(兵庫ビル2階)
問合せ・主催 宅建協会西条支部 TEL0897-55-0988

■土地建物取引相談、住宅に関する無料相談

- 9月11日(月) 13時～15時
東予市商工会議所 TEL0898-64-5000
主催 宅建協会周桑支部、東予市商工会議所

■お酒の悩み相談

- 9月27日(水) 18時～19時 総合福祉センター3階第1会議室
問合せ 西条断酒会 TEL0897-55-8030 担当:辻本

■補聴器相談会

- 9月20日(水) 10時～15時 市庁舎本館101会議室
- 9月20日(水) 10時～15時 東予総合支所第1会議室
問合せ 市庁舎別館社会福祉課 TEL0897-56-5151内線2326

◆無料法律相談

10月1日の「法の日」にちなんで、無料法律相談を実施します。事前に予約はできませんので、当日、下記相談場所ですべて受付をしてください。

- 日時 10月3日(火)(時間厳守)
受付: 9時30分～11時20分、13時～14時20分
- 場所 新居浜簡易裁判所(新居浜市繁本町2番1号)
TEL0897-32-2743
- 主催 愛媛弁護士会西条支部

◆催眠(SF)商法にご注意!

催眠(SF)商法とは、安売りや講習会などの名目で特設会場に人を集め、日用品などをタダ同然で配るなどして雰囲気盛り上げ、最終的には高額な商品を売りつけます。

- 予防と対策 ・「無料」などといううまい話は信用しない。
・安易に会場へ行かない。
・クーリング・オフ期間は契約から8日以内。

相談窓口 市庁舎本館市民相談課、各総合支所総務課、西条地方局消費生活相談窓口、愛媛県消費生活センター など